

○ ガス事業法施行規則（昭和四十五年通商産業省令第九十七号）

改正後	改正前
<p>(保安規程)</p> <p>第二十四条 法第二十四条第一項の保安規程は、次の事項（特定ガス発生設備においてガスを発生させ、導管によりこれを供給する小売供給を行う者にあつては、当該供給に係る第八号及び第九号の事項を除く。）について定めるものとする。</p> <p>一 一三 [略]</p> <p>四 ガス工作物の工事、維持及び運用に関する保安のための巡視、点検及び検査に関すること（第九号に掲げるものを除く。）。</p> <p>五 [略]</p> <p>六 ガス工作物の運転又は操作を管理する電子計算機に係るサイバーセキュリティ（サイバーセキュリティ基本法（平成二十六年法律第四百四号）第二条に規定するサイバーセキュリティをいう。第九十二条第一項第六号及び第四百八条第一項第六号において同じ。）の確保に関すること。</p> <p>七 十三 [略]</p> <p>二 八 [略]</p> <p>(保安規程)</p>	<p>(保安規程)</p> <p>第二十四条 法第二十四条第一項の保安規程は、次の事項（特定ガス発生設備においてガスを発生させ、導管によりこれを供給する小売供給を行う者にあつては、当該供給に係る第七号及び第八号の事項を除く。）について定めるものとする。</p> <p>一 一三 [略]</p> <p>四 ガス工作物の工事、維持及び運用に関する保安のための巡視、点検及び検査に関すること（第八号に掲げるものを除く。）。</p> <p>五 [略]</p> <p>[新設]</p> <p>六 十二 [略]</p> <p>二 八 [略]</p> <p>(保安規程)</p>

（傍線の部分は改正部分）

第九十二条 法第六十四条第一項の保安規程は、次の事項について定めるものとする。

一 三 [略]

四 ガス工作物の工事、維持及び運用に関する保安のための巡視、点検及び検査に関すること（第九号に掲げるものを除く。）。

五 [略]

六 ガス工作物の運転又は操作を管理する電子計算機に係るサイバーセキュリティの確保に関すること。

七 十三 [略]

2 8 [略]

(保安規程)

第四百八条 法第九十七条第一項の保安規程は、次の事項について定めるものとする。

一 三 [略]

四 ガス工作物の工事、維持及び運用に関する保安のための巡視、点検及び検査に関すること（第九号に掲げるものを除く。）。

五 [略]

六 ガス工作物の運転又は操作を管理する電子計算機に係るサイバーセキュリティの確保に関すること。

七 十三 [略]

2 8 [略]

第九十二条 法第六十四条第一項の保安規程は、次の事項について定めるものとする。

一 三 [略]

四 ガス工作物の工事、維持及び運用に関する保安のための巡視、点検及び検査に関すること（第八号に掲げるものを除く。）。

五 [略]

[新設]

六 十二 [略]

2 8 [略]

(保安規程)

第四百八条 法第九十七条第一項の保安規程は、次の事項について定めるものとする。

一 三 [略]

四 ガス工作物の工事、維持及び運用に関する保安のための巡視、点検及び検査に関すること（第八号に掲げるものを除く。）。

五 [略]

[新設]

六 十二 [略]

2 8 [略]

備考 表中の「」の記載は注記である。